

福祉灯油助成事業を行います

町では、灯油価格の高値変動により、下記の対象世帯に緊急の経済支援策として、灯油の購入費の一部を助成します。

▼問合せ 福祉課福祉係（ゆとろ内・☎ 23 - 3019）

支給対象世帯（以下の全てに該当している世帯）

- 現在、以下の①・②・③の世帯に居住している。
- 平成 25 年 1 月 1 日現在、町の住民基本台帳に登録されている。
- 同じ住宅に住んでいる世帯全員が住民税非課税である。

① 高齢者世帯	・ 70 歳以上のひとり暮らし世帯 ・ 一人が 70 歳以上でその配偶者もしくは同居人が 65 歳以上で構成される世帯 ※ 18 歳未満の児童のみを扶養している世帯も含む。
② 障がい児・者のいる世帯	・ 身体障害者手帳 1 級および 2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている世帯
③ ひとり親家庭等世帯	・ ひとり親家庭等医療費受給者証の交付を受けている世帯（左上に『親初』と印字されているもの）

※次の世帯は、支給対象になりません。

また、その他世帯の状況によっては対象にならない場合があります。

- 1) 助成の要件となる者の全てが、平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 3 月 19 日までの間、継続して施設・病院等に 40 日以上入所・入院している世帯。
- 2) 生活保護を受けている世帯。

申請方法等

申請期間 場所等	総合保健福祉センター ゆとろ 【受付日時】 ・ 2 月 19 日（火）～ 3 月 19 日（火） 8 時 45 分～ 20 時（平日のみ） ・ 土、日曜は 3 月 2 日（土）、3 日（日）が受付日（8 時 45 分～ 17 時 15 分）です。
	西当別コミュニティーセンター 【受付日時】 ・ 3 月 5 日（火）～ 8 日（金） 8 時 45 分～ 20 時 ・ 3 月 9 日（土）、10 日（日） 8 時 45 分～ 17 時 15 分
持参するもの	預金通帳、印鑑（シャチハタ不可）
支給方法	申請後、審査の上、決定・却下通知を送付します。 決定者には、後日指定口座へ振込みます。
支給金額	1 世帯あたり 10,000 円 （重複して助成は受けられません）
問合せ	福祉課福祉係（ゆとろ内・☎ 23 - 3019）